

平成 28 年 10 月 20 日

安曇野市教育委員会

平成 28 年 10 月 定例会

会議議案

安曇野市教育委員会

議案第1号	教育部 生涯学習課
平成28年10月20日提出	(課長)蓮井 昭夫 (担当係長) 藤森 智

タイトル	明科公民館長の選任について																		
決定を要する事項の内容	公民館長の選任に係る協議																		
要旨	<p>安曇野市明科公民館長の任期が平成28年10月31日をもって満了するため、安曇野市明科公民館長選考委員会が候補者を選考したものです。</p> <p>【社会教育法抜粋】</p> <p>第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。</p>																		
説明	<p>○公民館長（候補者） 任期：平成28年11月1日～平成30年3月31日</p> <p>氏名：安井 邦夫 （再任） 性別：男 年齢：64歳 住所：安曇野市明科中川手107番地8</p> <p>参考：選考委員会</p> <p>安曇野市明科公民館長選考委員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">委員</td><td style="width: 33%;">高橋 公位</td><td style="width: 33%;">明科地域区長会 会長</td></tr> <tr> <td>委員</td><td>塩原 昭一</td><td>明科地域区長会 副会長</td></tr> <tr> <td>委員</td><td>横内 理恵子</td><td>教育委員</td></tr> <tr> <td>委員長</td><td>橋渡 勝也</td><td>教育長</td></tr> <tr> <td>副委員長</td><td>山田 宰久</td><td>教育部長</td></tr> <tr> <td>委員</td><td>蓮井 昭夫</td><td>生涯学習課長</td></tr> </table>	委員	高橋 公位	明科地域区長会 会長	委員	塩原 昭一	明科地域区長会 副会長	委員	横内 理恵子	教育委員	委員長	橋渡 勝也	教育長	副委員長	山田 宰久	教育部長	委員	蓮井 昭夫	生涯学習課長
委員	高橋 公位	明科地域区長会 会長																	
委員	塩原 昭一	明科地域区長会 副会長																	
委員	横内 理恵子	教育委員																	
委員長	橋渡 勝也	教育長																	
副委員長	山田 宰久	教育部長																	
委員	蓮井 昭夫	生涯学習課長																	

議案第2号	教育部 学校教育課
平成28年10月20日提出	(課長) 古幡 彰 (担当) 藤澤 一渡

タイトル	安曇野市就学援助費支給要綱の一部改正について
決定を要する事項の内容	要綱の一部改正に係る協議
要旨	<p>1 安曇野市就学援助費支給要綱 就学援助費における「新入学児童生徒学用品費」を3月中に前倒し支給できるよう要綱の一部を改正する。</p> <p>2 施行時期 公布の日より施行する。</p>
説明	<p>就学援助費の「新入学児童生徒学用品費」については、新入学後の認定により7月支給を行っておりますが、経済的な理由により、入学前に扶助費の支給を必要とする家庭があることから、事前支給申請を行った認定者に対し3月に前倒しで支給するものです。</p> <p>1 改正部分</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 認定時期について第2条第7号を改正 「改正前」年度当初 「改正後」安曇野市教育委員会が指定する日までに申請を行い (2) 受給申請等について第5条を新設 (3) 支給の認定等について第6条を新設 (4) 権限委任について第7条に追加 <p>「改正後」ただし、新入学児童生徒学用品費についてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (5) 新入学児童生徒学用品費の事前支給について第10条を新設 (6) 事前支給の申請について第11条を新設 (7) 事前支給の認定支給等について第12条を新設 (8) 就学援助費の返還等について第14条を新設 <p>2 施行時期等</p> <p>施行期日は公布の日から施行とする。なお、支給対象者については、以下の対応とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 小学校新入学予定者（幼稚園・保育園児） 12月中に各園より案内の配布を依頼予定。 来年1月より、別添様式第2号により申請受付。

(2) 中学校新入学予定者（小学校6年生）

12月中に各小学校より案内の配布を依頼。

来年1月より、別添様式第2号により申請受付。

(3) 平成28年度就学援助費支給認定者

既に就学援助費支給認定を受けている者についても、支給要件が平成29年度新入学者であるため、事前支給を希望する場合は、別添様式第2号により申請を受付。

申請時期は、上記と同様とする。

3 周知等

平成28年11月下旬から12月上旬

市HPに掲載。

広報「あづみの」に掲載。

平成28年12月中旬

幼稚園・保育園・小学校より案内配布。

平成29年1月27日期限

新入学児童生徒学用品費の前倒し支給申請（様式第2号）受付。

平成29年2月上旬

市教委による認定審査及び支給決定。

平成29年3月中下旬

新入学児童生徒学用品費の前倒し支給。

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市就学援助費支給要綱（平成17年安曇野市教育委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

平成28年 月 日

安曇野市教育委員会

委員長 唐木 博夫

第2条第7号中「年度当初に」を「安曇野市教育委員会が指定する日までに申請を行い」に改め、同条第9号中「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

第9条を第15条とし、第8条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（就学援助費の返還等）

第14条 就学援助費の支給を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、直ちに認定を取り消さなければならない。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により就学援助費の支給を受けたとき。
- (2) 就学援助費の支給対象でなくなった後に就学援助費の支給を受けたとき。
- (3) 入学予定者が入学時に市内の住所を有しなくなったとき。
- (4) その他前各号に準ずる事由があり、安曇野市教育委員会において返還を要すると認めたとき。

2 前項の規定に該当し、認定を取り消されたときは、直ちにその全部又は一部を返還しなければならない。

第7条を第9条とし、同条の次に次の3条を加える。

（新入学児童生徒学用品費の事前支給）

第10条 安曇野市教育委員会は、翌年度に学校教育基本法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒となる入学予定者の保護者であつて第4条各号のいずれかに該当するものに対し、就学援助費のうち新入学児童生徒学用品費を入学前に支給することができる。ただし、安曇野市教育委員会が指定する日において市内に住所を有しない者であつて、同日以後に市内の小学校又は中学校に転入学するものの保護者についてはこの限りでない。

（事前支給の申請）

第11条 前条の規定により事前支給を受けようとする者のうち第4条第1号に該当するものは、別に定めるところにより支給の手続を行わなければならない。

2 前条の規定により事前支給を受けようとする者のうち第4条第1号に該当するものは、新入学児童生徒学用品費（事前支給）認定・確認申請書（様式第2号）を安曇野市教育委員会に提出しなければならない。

3 学校長は、既に第6条の規定により就学援助費の支給の認定を受けた保護者から前項

に規定する申請があったときは、これを安曇野市教育委員会に提出しなければならない。

(事前支給の認定支給等)

第12条 事前支給の認定については、第6条（同条第1項後段を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「、その旨を学校長を経由して申請者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(受給申請等)

第5条 就学援助費の支給を受けようとする者は、就学援助費（要保護・準要保護児童・生徒）認定申請書（様式第1号）を児童等が在学する学校長を経由して安曇野市教育委員会に提出しなければならない。

2 学校長は、保護者から前項に規定する申請書が提出されたときは、就学援助費支給の必要の有無について意見を付し、これを安曇野市教育委員会に提出しなければならない。この場合において、学校長は、必要に応じ民生委員の助言を求めることができる。

(支給の認定等)

第6条 安曇野市教育委員会は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、就学援助費の支給の認否を決定するものとする。この場合において、学校長の意見をしん酌するものとする。

2 安曇野市教育委員会は、内容の審査に当たって、疑義が生じたときは、必要に応じ福祉事務所の長又は民生委員の助言を求めることができる。

3 安曇野市教育委員会は、前項の規定により支給の認否を決定したときは、その旨を学校長を経由して申請者に通知するものとする。

安曇野市就学援助費支給要綱の一部改正について

安曇野市就学援助費支給要綱（平成17年10月1日教育委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(就学援助費の支給対象となる経費)</p> <p>第2条 就学援助費の支給対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 新入学児童生徒用品費 新入学児童又は生徒（安曇野市教育委員会が指定する日までに申請を行い援助費給付対象として認定された児童生徒に限る。）が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、かばん、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）の購入費</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 通学費 児童又は生徒が、最も経済的な通常の経路方法により、片道の通学距離が児童にあつては4キロメートル、生徒にあつては6キロメートル以上（特別支援学級の児童生徒にあつては通学距離は問わない。）の者が通学する場合に要する交通費</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(受給申請等)</p>	<p>(就学援助費の支給対象となる経費)</p> <p>第2条 就学援助費の支給対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 新入学児童生徒用品費 新入学児童又は生徒（年度当初に援助費給付対象として認定された児童生徒に限る。）が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、かばん、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）の購入費</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 通学費 児童又は生徒が、最も経済的な通常の経路方法により、片道の通学距離が児童にあつては4キロメートル、生徒にあつては6キロメートル以上（特別支援学級の児童生徒にあつては通学距離は問わない。）の者が通学する場合に要する交通費</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(受給申請等)</p>

第5条 就学援助費の支給を受けようとする者は、就学援助費（要保護・準要保護児童・生徒）認定申請書（様式第1号）を児童等が在学する学校長を経由して安曇野市教育委員会に提出しなければならない。

2 学校長は、保護者から前項に規定する申請書が提出されたときは、就学援助費支給の必要の有無について意見を付し、これを安曇野市教育委員会に提出しなければならない。この場合において、学校長は、必要に応じ民生委員の助言を求めることができる。

	改正後	改正前
(支給の認定等)		
第6条 安曇野市教育委員会は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、就学援助費の支給の認否を決定するものとする。この場合において、学校長の意見をしん酌するものとする。		
2 安曇野市教育委員会は、内容の審査に当たつて、疑義が生じたときは、必要に応じ 福祉事務所の長又は民生委員の助言を求めることができる。	(権限委任) 第7条 (略)	第5条 (略)
3 安曇野市教育委員会は、前項の規定により支給の認否を決定したときは、その旨を 学校長を経由して申請者に通知するものとする。	(支給期間) 第8条 (略)	第6条 (略)
	(支給方法) 第9条 (略)	第7条 (略)
	2 (略)	2 (略)
	(新入学児童生徒学用品費の事前支給)	
第10条 安曇野市教育委員会は、翌年度に学校教育基本法第18条に規定する学齢児童又 は学齢生徒となる入学予定者の保護者であつて第4条各号のいずれかに該当するもの に対し、就学援助費のうち新入学児童生徒学用品費を入学前に支給することができます る。ただし、安曇野市教育委員会が指定する日において市内に住所を有しない者であ		

	改正後	改正前
つて、同日以後に市内の小学校又は中学校に転入学するものの保護者についてはこの限りでない。		
(事前支給の申請)		
第11条 前条の規定により事前支給を受けようとする者のうち第4条第1号に該当するものは、別に定めることにより支給の手続を行わなければならない。		
2 前条の規定により事前支給を受けようとする者のうち第4条第1号に該当するものは、新入学児童生徒用品費（事前支給）認定・確認申請書（様式第2号）を安曇野市教育委員会に提出しなければならない。		
3 学校長は、既に第6条の規定により就学援助費の支給の認定を受けた保護者から前項に規定する申請があつたときは、これを安曇野市教育委員会に提出しなければならない。		
(事前支給の認定支給等)		
第12条 事前支給の認定については、第6条（同条第1項後段を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「、その旨を学校長を経由して申請者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。		
(報告事項)		
第13条 (略)	第8条 (略)	
(就学援助費の返還等)		
第14条 就学援助費の支給を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、直ちに認定を取り消さなければならぬ。		
(1) 虚偽その他の不正な手段により就学援助費の支給を受けたとき。		

	改正後	改正前
(2)	就学援助費の支給対象でなくなった後に就学援助費の支給を受けたとき。	
(3)	入学予定者が入学時に市内の住所を有しなくなったとき。	
(4)	その他前各号に準ずる事由があり、安曇野市教育委員会において返還を要すると認めたとき。	
2	前項の規定に該当し、認定を取り消されたときは、直ちにその全部又は一部を返還しなければならない。	
	(その他) 第15条 (略)	(その他) 第9条 (略)

[提出理由]

○安曇野市就学援助費支給要綱

平成17年10月1日教育委員会告示第14号

改正

平成18年10月25日教委告示第18号

平成19年7月26日教委告示第11号

平成19年12月25日教委告示第14号

平成21年4月21日教委告示第5号

平成21年7月29日教委告示第14号

平成23年4月22日教委告示第4号

平成28年 月 日教委告示第 号

安曇野市就学援助費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒（以下「児童等」という。）に対し就学援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

（就学援助費の支給対象となる経費）

第2条 就学援助費の支給対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学用品費 児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験及び実習材料を含む。）又はその購入費
- (2) 通学用品費 児童又は生徒（児童生徒のうち第1学年の者を除く。）が、通学のため通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）又はその購入費
- (3) 校外活動費（宿泊を伴わないもの） 児童又は生徒が、学校行事として宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料
- (4) 校外活動費（宿泊を伴うもの） 児童又は生徒が、学校行事として宿泊を伴う校外活動（修学旅行を除く。）に参加するために直接必要な交通費及び見学料
- (5) クラブ活動費 中学校において特別活動に位置付けられたクラブ活動に参加するために必要な経費のうち、柔道クラブにあっては柔道着、剣道クラブにあっては防具一式、剣道着、竹刀及び防具袋並びにスキークラブにあってはスキー板、スキー靴、ストック及び金具並びにスケートクラブにあってはスケート靴の購入費
- (6) 体育実技用具費 小学校又は中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具（前号に掲げる柔道、剣道、スキー及びスケートに係る用具）で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもののうち、前号の規定により支給を受けた者以外の者の当該物品の購入費
- (7) 新入学児童生徒学用品費 新入学児童又は生徒（~~年度当初に~~安曇野市教育委員会が指定する日までに申請を行い援助費給付対象として認定された児童生徒に限る。）が通常必要とする

学用品及び通学用品（ランドセル、かばん、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）の購入費

- (8) 修学旅行費 児童又は生徒が、小学校又は中学校を通じそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、しおり代、荷物輸送料、通信費及び旅行取扱料金の額
- (9) 通学費 児童又は生徒が、最も経済的な通常の経路方法により、片道の通学距離が児童にあっては4キロメートル、生徒にあっては6キロメートル以上（~~特殊学級~~特別支援学級の児童生徒にあっては通学距離は問わない。）の者が通学する場合に要する交通費
- (10) 医療費 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づく疾病の治療に要する費用（社会保険等に加入している場合は、被扶養者として社会保険等の給付を受けられる額を控除した額）
- (11) 学校給食費 市内の小学校及び中学校に在学する者の学校給食に要する費用の実費（支給額）

第3条 前条各号に掲げる支給対象経費に係る就学援助費の支給額は、国の定める範囲内とする。ただし、実費を支給することが望ましい旨定められているものについては、予算の範囲内で支給することができるものとする。

（支給対象者）

第4条 支給対象者は、市内に住所を有し学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒の保護者（同法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、クラブ活動費、体育実技用具費及び学校給食費の給付については同法第13条の規定による教育扶助、新入学児童生徒学用品費等については、同法第12条の規定による生活扶助が行われている者に対するものを除く。）
- (2) 準要保護者
- ア 前号に規定する要保護者に準じる程度に困窮している者で、前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
- (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- (イ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づく市民税の非課税
- (ウ) 安曇野市税条例（平成17年安曇野市条例第81号）第24条の規定に基づく市民税の非課税又は第51条第1項若しくは第71条第1項の規定に基づく市税の減免
- (エ) 安曇野市国民健康保険税条例（平成17年安曇野市条例第137号）第21条の規定に基づく国民健康保険税の減免等
- (オ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定に基づく国民年金の掛金の減免

- (カ) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給
 - (キ) 生活福祉資金貸付制度による貸付
- イ ア以外の者で次のいずれかに該当する者
- (ア) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
 - (イ) 保護者の職業が不安定で、生活が困難と認められる者
 - (ウ) P T A会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者
 - (エ) 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活が極めて困難と認められる者
 - (オ) 経済的理由による欠席日数が多い者
 - (カ) 保護者が災害等により被災し、生活が困難と認められる者
- ウ その他学校長又は民生（児童）委員が特に援助を必要と認める状態にある者

(受給申請等)

第5条 就学援助費の支給を受けようとする者は、就学援助費（要保護・準要保護児童・生徒）認定申請書（様式第1号）を児童等が在学する学校長を経由して安曇野市教育委員会に提出しなければならない。

2 学校長は、保護者から前項に規定する申請書が提出されたときは、就学援助費支給の必要の有無について意見を付し、これを安曇野市教育委員会に提出しなければならない。この場合において、学校長は、必要に応じ民生委員の助言を求めることができる。

(支給の認定等)

第6条 安曇野市教育委員会は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、就学援助費の支給の認否を決定するものとする。この場合において、学校長の意見をしん酌するものとする。

2 安曇野市教育委員会は、内容の審査に当たって、疑義が生じたときは、必要に応じ福祉事務所の長又は民生委員の助言を求めることができる。

3 安曇野市教育委員会は、前項の規定により支給の認否を決定したときは、その旨を学校長を経由して申請者に通知するものとする。

(権限委任)

第7条 保護者は、就学援助費の受領等に関する権限を児童等の就学する学校長に書面で委任することができるものとする。ただし、新入学児童生徒学用品費についてはこの限りでない。

(支給期間)

第8条 就学援助費の支給期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(支給方法)

第9条 学用品費、通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、学校給食費に係る就学援助費は、前期及び後期に分けて保護者に直接又は学校長を経由して支給するものとする。ただし、他の就学援助費の支給及び中途認定者に対する支給は、その都度行うものとする。

2 学校長は、前項に規定する支給を受けたときは、速やかに保護者に就学援助費を支給しなけれ

ばならない。ただし、保護者に支給するため特別の経費を必要とする場合又は保護者が支給される金銭を紛失、浪費若しくは目的外に使用するおそれがある場合は、現物をもって支給することができる。

(新入学児童生徒学用品費の事前支給)

第10条 安曇野市教育委員会は、翌年度に学校教育基本法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒となる入学予定者の保護者であって第4条各号のいずれかに該当するものに対し、就学援助費のうち新入学児童生徒学用品費を入学前に支給することができる。ただし、安曇野市教育委員会が指定する日において市内に住所を有しない者であって、同日以後に市内の小学校又は中学校に転入学するものの保護者についてはこの限りでない。

(事前支給の申請)

第11条 前条の規定により事前支給を受けようとする者の中第4条第1号に該当するものは、別に定めるところにより支給の手続を行わなければならない。

2 前条の規定により事前支給を受けようとする者の中第4条第1号に該当するものは、新入学児童生徒学用品費（事前支給）認定・確認申請書（様式第2号）を安曇野市教育委員会に提出しなければならない。

3 校長は、既に第6条の規定により就学援助費の支給の認定を受けた保護者から前項に規定する申請があったときは、これを安曇野市教育委員会に提出しなければならない。

(事前支給の認定支給等)

第12条 事前支給の認定については、第6条（同条第1項後段を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「、その旨を校長を経由して申請者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

(報告事項)

第13条 校長は、対象児童等が年度の中途において、転学、死亡等により支給を必要としなくなったときは、速やかに安曇野市教育委員会へ報告するものとする。

(就学援助費の返還等)

第14条 就学援助費の支給を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、直ちに認定を取り消さなければならない。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により就学援助費の支給を受けたとき。
 - (2) 就学援助費の支給対象でなくなった後に就学援助費の支給を受けたとき。
 - (3) 入学予定者が入学時に市内の住所を有しなくなったとき。
 - (4) その他前各号に準ずる事由があり、安曇野市教育委員会において返還を要すると認めたとき。
- 2 前項の規定に該当し、認定を取り消されたときは、直ちにその全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の豊科町要保護準要保護児童生徒援助費支給要綱（平成4年豊科町教育委員会要綱第1号）、穂高町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱（平成4年穂高町教育委員会要綱第1号）、三郷村要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱（平成4年三郷村教育委員会要綱第1号）、準要保護児童生徒援助費支給要綱（平成4年堀金村教育委員会規則第1号）又は明科町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱（平成4年明科町教育委員会要綱第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年10月25日教委告示第18号）

この告示は、平成18年度の就学援助費の支給から適用する。

附 則（平成19年7月26日教委告示第11号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第1条中「第25条及び第40条」を「第19条」に改める改正規定は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

附 則（平成19年12月25日教委告示第14号）

この告示は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成21年4月21日教委告示第5号）

この告示は、平成21年度の就学援助費の支給から適用する。

附 則（平成21年7月29日教委告示第14号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年4月22日教委告示第4号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 月 日教委告示第 号）

この告示は、平成28年 月 日から施行する。

就学援助費(要保護・準要保護児童・生徒)認定申請書

(宛先) 安曇野市教育委員会

(安曇野市立

小・中学校経由)

年月日

フリガナ				住所	安曇野市				
申請者名(保護者)				(区)					
				電話番号()					
世帯の状況	氏名	続柄	性別	生年月日	学年・組	勤務先(職業)	学校	前年収入	前年度認定
				・・	・			有・無	有・無
				・・	・			有・無	有・無
				・・	・			有・無	有・無
				・・	・			有・無	有・無
				・・	・			有・無	有・無
援助を受けたい理由	1. 生活保護世帯です。								
	2. 生活保護が廃止又は停止になりました。								
	3. 市民税が課税されていません。								
	4. 市民税・固定資産税、国民年金掛け金保険料、国民健康保険税の減免を受けています。								
	5. 児童扶養手当の支給を受けています。								
	6. 生活福祉資金の貸付を受けています。								
	7. 保護者が職業安定所登録日雇労働者です。								
	8. 保護者の職業が不安定で生活が困難です。								
	9. 経済的理由により欠席日数が多いです。								
	10. 災害・事故・疾病により生活が困難です。								
	11. 東日本大震災による被災者です。								
	12. その他理由								

承諾書

私は就学援助費の支給にあたり、安曇野市立

学校長を代理人と定め、受領等に関する一切の権

限を委託します。なお、学校給食費等に滞納が生じた場合は、当該就学援助費を滞納額に充当相殺することを承諾します。

保護者氏名

印

認定された場合、就学援助費を下記口座(保護者口座)へ振り込んで下さい。

*学校給食費等に滞納がある場合、学校長口座又は学校給食センター口座への振込に変更になる場合があります。

金融機関	銀行・信用金庫 農協・信用組合						支店 支所
口座種別	普通・当座	口座番号					
フリガナ							
口座名義							

*以下は保護者の方は記入しないでください。

学校長意見欄	安曇野市立			学校長	印
--------	-------	--	--	-----	---

同 意 書

就学援助費にかかる収入額・需要額調書に関して、市民税額の確認については、
就学期間中、市民税課課税台帳により行うこととに同意します。

年 月 日

氏名 _____ 印

*以下は保護者の方は記入しないでください。

学校受付	受付簿記載	教委受付	名簿入力
年 月 日		年 月 日	
認定 · 二次 · 不認定			

新入学児童生徒学用品費(事前支給)認定・確認申請書

(宛先) 安曇野市教育委員会

(安曇野市立

小学校 経由)

年 月 日

フリガナ					住所	安曇野市 (区)				
申請者名(保護者)					(印)	電話番号()				
世帯の状況	氏名		続柄	性別	生年月日	在学名 在園名	勤務先(職業)	入学予定校	前年収入	前年度認定
					・・				有・無	有・無
					・・				有・無	有・無
					・・				有・無	有・無
					・・				有・無	有・無
					・・				有・無	有・無
援助を受けたい理由	該当する番号に○	1. 生活保護が廃止又は停止になりました。 2. 市民税が課税されていません。 3. 市民税・固定資産税、国民年金掛け金保険料、国民健康保険税の減免を受けています。 4. 児童扶養手当の支給を受けています。 5. 生活福祉資金の貸付を受けています。 6. 保護者が職業安定所登録日雇労働者です。 7. 保護者の職業が不安定で生活が困難です。 8. 経済的理由により欠席日数が多いです。 9. 災害・事故・疾病により生活が困難です。								
		10. その他理由 []								

承諾書

私は就学援助費(入学準備金)の事前支給にあたり、子どもが新入学時に支給要件と相違した場合は、既に支給された当該就学援助費を返還することを承諾します。

保護者氏名

(印)

認定された場合、就学援助費を下記口座(保護者口座)へ振り込んで下さい。

※既に就学援助費の認定を受けている保護者の方は口座情報の記載は必要ありません。

金融機関	銀行・信用金庫 農協・信用組合					支店 支所
口座種別	普通・当座	口座番号				
フリガナ						
口座名義						

*以下は保護者の方は記入しないでください。

認定の適否	認定	不認定	理由 □転出 _____ □該当学校未入学 □世帯所得超過 □その他
-------	----	-----	--

同 意 書

就学援助費にかかる収入額・需要額調書に関して、市民税額の確認については、
就学期間中、市民税課課税台帳により行うこととに同意します。

年 月 日

氏名 _____ 印

*以下は保護者の方は記入しないでください。

学校受付	受付簿記載	教委受付	名簿入力
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

平成 29 年 4 月に小学校・中学校に入学予定のお子様の保護者様へ

安曇野市教育委員会

就学援助（入学準備金）の入学前支給のお知らせ

安曇野市では、平成 29 年 4 月に安曇野市立又は国公立・私立の義務教育課程の小・中学校に入学予定のお子様の保護者で、経済的な理由等による就学援助の要件に該当し、平成 29 年 1 月 27 日までに申請された方に就学援助の新入学学用品費（ランドセル、かばん、制服等入学に必要なものを購入する費用）を入学前（3 月）に支給します。

★入学準備金の支給を受けることができる方

次の（1）～（3）の全部の要件に該当する方

- (1) 安曇野市に引き続き居住し、平成 29 年 1 月 1 日現在で安曇野市に住所を有している方（平成 29 年 3 月末日以前に安曇野市外に転出する方を除く）
- (2) お子様が平成 29 年 4 月に安曇野市立又は国公立・私立の義務教育課程の小・中学校に入学予定の方
- (3) 裏面の就学援助の要件に該当する方

【ご注意ください】

次の①②のいずれかに該当する場合は、入学準備金の入学前支給の対象となりません。

- ①平成 29 年 3 月末日以前に安曇野市外に転出される場合
 - ②平成 29 年 4 月に安曇野市立又は国公立・私立の義務教育課程の小・中学校に入学されない場合
- ※上記に該当し、入学準備金の入学前支給を受けたときは、返還していただことになりますので、該当する可能性のある場合は、申請を行わないでください。

★申請手続き

- (1) 申請は次のいずれかに申請書及び必要書類を提出してください。

- ①安曇野市教育委員会 学校教育課（安曇野市役所 3 階 7 番窓口）
 - ②中学校入学予定（小学校 6 年生）のお子様が現在通われている安曇野市立小学校
- ※国公立・私立の義務教育課程の小・中学校に入学予定のお子様がおられる場合は、安曇野市教育委員会 学校教育課にて申請してください。

- (2) 受付期間 平成 29 年 1 月 4 日（水）～平成 29 年 1 月 27 日（金）必着

- (3) 申請に必要なもの

- ①平成 28 年度 新入学児童生徒学用品費（事前支給）認定・確認申請書
- ②裏面の要件に応じた証明書類のいずれか
- ③印鑑（朱肉使用のものに限る）
- ④入学準備金の振込先の保護者様口座がわかる通帳など

※今回、入学準備金（入学前支給）の申請をされない場合でも、4 月以降に平成 29 年度の就学援助費を申請し、4 月からの認定となった場合は、入学後の（7 月下旬）に支給します。

※入学準備金（入学前支給）を 3 月中に受けた場合は、7 月下旬の支給はありません。

※既に、平成 28 年度の就学援助制度を受けられている方もご申請をお願いします。また、東日本大震災等の災害により就学援助制度を受けられている方については、平成 29 年度の就学援助費の申請後、4 月から認定となった場合は 7 月下旬に支給します。

★支給額及び支給時期

(1) 支給額（お一人につき）

- | | |
|----------------------|---------|
| ①小学校入学予定のお子様 | 20,470円 |
| ②中学校入学予定（小学校6年生）のお子様 | 23,550円 |

(2) 支給時期 平成29年3月中旬～下旬

(3) 支給方法 保護者様の口座に直接振り込みます。

★就学援助を受けることができる方

(1) 経済的な理由によって就学が困難な方

収入による制限（世帯の前年総所得金額が基準額以下）があります。ただし、離職等により前年と比べて収入が激減する場合は、その旨を申請書（援助を受けたい理由欄「10. その他」）にご記入ください。（受理後、収入所得状況について、別途書類の提出や面談等をお願いさせていただく場合があります。）

※提出していただく書類

会社等に勤務され給与支給をされている方・・・平成28年1月から12月の源泉徴収票の写し
自営業などの方・・・申告用の「収支内訳書」「所得税青色申告決算書」の写しに提出用である
旨の署名、押印された書類

公的年金を受給されている方・・・平成28年分公的年金等の源泉徴収票の写し

●所得基準認定モデル（このモデルはあくまで目安です。）

世帯モデル (保護者20歳～40歳代)		所得額	世帯モデル (保護者20歳～40歳代)		所得額
2人世帯 (借家)	保護者 小学生	204万円	4人世帯 (借家)	保護者（2人） 小学生・中学生	360万円
3人世帯 (借家)	保護者 小学生（2人）	276万円	4人世帯	保護者（2人） 小学生・中学生	374万円
3人世帯	保護者（2人） 小学生	289万円	5人世帯	保護者（2人） 小学生（2人） 中学生	439万円

※収入基準額は、家族構成や年齢等により細かく異なります。

(2) 児童扶養手当の支給を受けている方

(3) 市民税や固定資産税等の減免を受けている方

★生活保護受給中の方の入学準備金

生活保護を受給されている場合は、3月の保護費と合せて支給されますので、就学援助（入学準備金）の申請手続きは必要ありません。

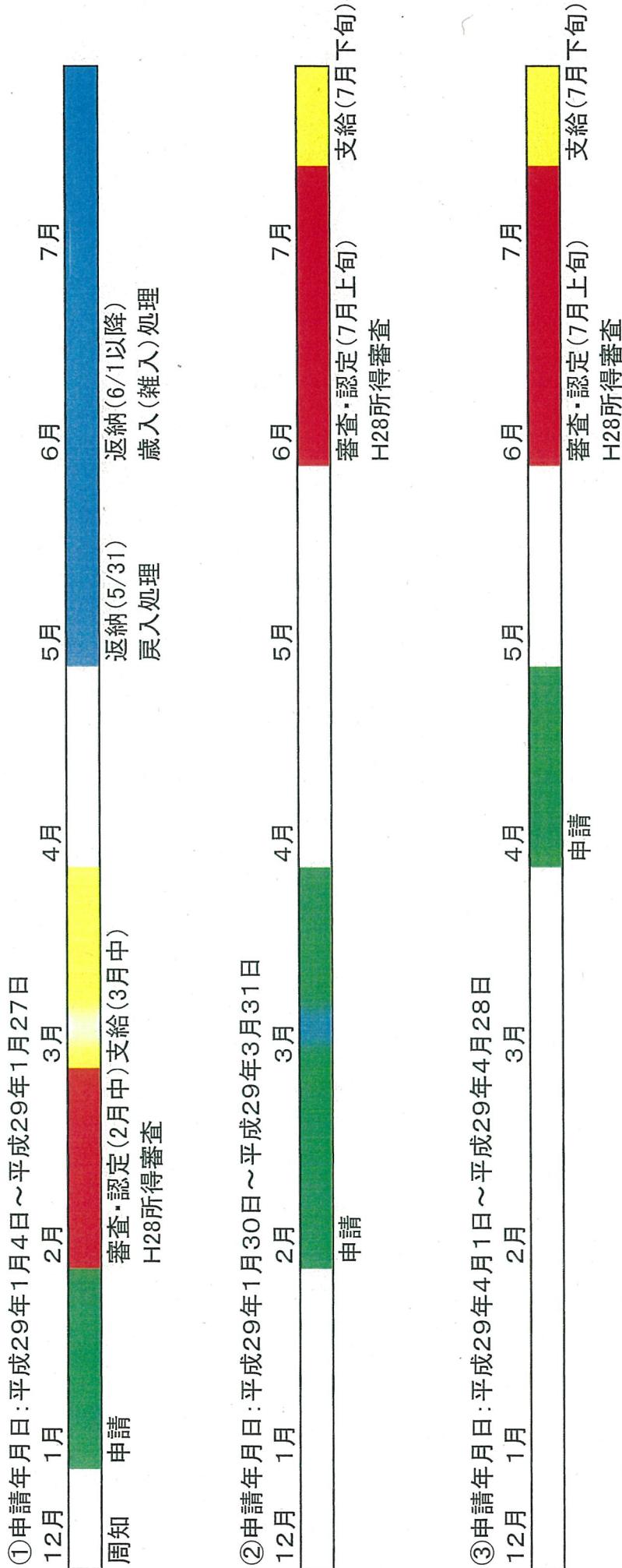
★その他

新入学に伴って必要な学用品費（入学準備金）以外の就学援助費等については、平成28年分所得確定後に審査を行いますので、4月入学後に改めて就学援助費認定申請書のご提出をお願いします。

手続きなどご不明な点がありましたら、

安曇野市教育委員会 学校教育課 学校教育係（電話：0263-71-2460）にお問い合わせください。

◆入学準備金【申請・審査・認定・支給】概要



【支給該当者】

- (1) 市内に引き続き居住し、平成29年1月1日現在で市内に住所を有している方(平成29年3月末日以前に市外へ転出する方を除く)
- (2) 平成29年4月に安曇野市立又は国公立・私立の義務教育課程の小・中学校に入学予定の児童・生徒の保護者
- (3) 入学準備金に係る就学援助支給要件に該当する方

【留意点】

- (1) 指定する申請期日までに申請がない場合は事前支給を行わない。
- (2) 申請期日にようらず平成28年中の収入所得額で審査・認定を行う。
- (3) 入学準備金に關し、原則、平成28年度所得の確定後の再審査は行わない。
- (4) 3月に事前支給を行った保護者(児童・生徒)に対しては7月支給を行わない。
- (5) 東日本大震災等により認定を受けている児童・生徒に対する支給は従前のとおり7月に行う。

H28就学援助費 スケジュール（改訂版）

- ～3/31（木） 【市教委→学校】案内文書等持ち込み予定
(保護者宛案内文書、申請書、申請書記入例)
- 4/1（金）～ 【学校→保護者】案内文書等配布開始

- 4/28（木） 【保護者→学校】申請書提出期限（年度当初受付分）
- 5/12（木） 【学校→市教委】申請書等提出期限（年度当初受付分）

- ～6月末 【市教委】認定審査
- 6月中旬ころ 【市教委→学校】認定予定者の名簿確認等依頼、
医療券（前期分）申請依頼

- 7月中旬 【市教委→学校→保護者】審査結果お知らせ、
医療券（前期分）配布予定

- 7月下旬 修学旅行費・新入学用品費 支給予定
(修：小6・中3、新：小1・中1)

- 10月26日 前期分 支給予定

- 11月～12月 【市教委→学校】医療券（後期分）申請依頼、
順次配付予定

- 12月中旬 新入学児童生徒学用品費（入学準備金）の周知
及び案内
 - 小学校6年生【市教委→学校→保護者】(885人)
 - ・市外在校生に配布
 - 幼稚園・保育園児【市教委→保護者】(870人)
 - ・該当年齢者を抽出し郵送、又は保育園、幼稚園経由で配布
 - 広報・HP掲載

○ 12月中旬ころ 修学旅行費（秋実施校のみ） 支給予定

■ H29. 1月 27 日まで申請受付

小学校 6年生【保護者→学校→市教委】

- ・市内 2学期末までに通学している小学校
- ・市外 市教育委員会へ提出

幼稚園・保育園児【保護者→市教委】

- ・保護者が市教委へ直接提出

■ H29. 2月 上旬

【市教委】認定審査

小学校 6年生・幼稚園・保育園児

- ・平成 29年度基準により審査、認定

■ H29. 2月 下旬

【市教委→学校】認定予定者の名簿送付(予定)

■ H29. 2月 下旬

審査結果及び支給決定通知

小学校 6年生【市教委→学校→保護者】

- ・市外在校生には郵送

幼稚園・保育園児【市教委→保護者】

- ・申請者へ郵送

○ H29. 3月 上旬

後期分 支給予定

■ H29. 3月末まで 新入学児童生徒学用品費（入学準備金）支給

議案第3号	教育部 各課
平成28年10月20日提出	

タイトル	共催・後援依頼について		
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議		
要旨	学校教育課 後援 1件 生涯学習課 後援 2件 図書館交流課 共催 1件 (詳細 別紙)		

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の収容予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

教育部 学校教育課 共催・後援台帳(平成28年度10月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課 意見
21	H28.10.12	学校 教育	長野県立こども病院公 開講座	長野県こども病院公 開講座	長野県立こ ども病院 院長 原田 順和	後援	公的病院として 安曇野市のお願いしたい。	10月 6日	11月12日	安曇野市堀金 会議 公民館 室1	食物アレルギーやアトピー、 食物皮膚炎などのアレルギーに 関する正しい知識の普及、 及、理解の促進を図るため。 食物アレルギー・アトピー、 性皮膚炎～こども病院医師と外來看 護師(小児アレルギー・エデュケー ター)による講演と 質疑応答	「こどものアレル ギー疾患」～食物ア レルギー・アトピー 性皮膚炎～こども 病院医師と外來看 護師(小児アレル ギー・エデュケー ター)による講演と 質疑応答	—	—	—	基準第3 条第2項 により可

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(平成28年度10月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課意見
1025	H28.9.20	スポーツ推進担当	中学硬式野球安曇野市大会	あづみ野テレビ 株式会社	あづみ野テレビ 代表取締役社長 伊藤勝	後援	野球チームは、 野球チーム少年団 としても積極的な 活動を行ない社会 教育としての役割 も担つていてるな ど地域における活 動が大であり、 本事業は安曇野 市における硬式 野球の振興と中 学生の健全育成 につながるもの であるため。	平成28年 10月29日 (土)・30日 (日)	9月20日 予備日:11 月3日(木)	三郷文化公園 グラウンド、有 明運動場、県 民豊科運動場、 川ふるさど公 園多目的グラ ウンド	野球の基本技術を学び、健 全な心身の鍛錬、仲間との 協調、感謝する心を育む取 組を行つたため、大 く地域に試合 会を開催するため。 会員の模様をあ づみ野テレビで 放送する。	競技方法:1日目は 予選大会(各会場 も3チームによる予 選リーグ戦)、2日目 は決勝大会(予選1 位チームによる決勝 リーグ戦)、3位決 勝大会(予選2位から3位 チームによる交流試 合)を行う。 参加料:チーム 20,000円	-	-	-	基準第3 条第2項 により可
1026	H28.10.5	社会教育担当	シューガーブルース 家族で砂糖をやめたわ け～上映会	食の寺子屋 給食部	三好祐子	後援	たくさんの人 たちにこの映画 を見てもらいたい から。また、若者 男女・公的機関・ 学校等にチラシ を配布するため。	平成28年 10月5日 (金)	10月5日 (金)	穂高交流学習 センター「みら い多目的交 流ホール	安曇野市民をはじめ、多くの 人たちに食、健康について、経 済についてなど、様々な食 に対するアプローチがあるこ とを含め、食のことを学び、考 えるきっかけ、一助となるこ とを願つている。	-	-	-	基準第3 条第2項 により可	

教育部 図書館交流課 共催・後援台帳(平成28年度10月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課 意見
1	H28.9.16	図書館 交流課 安曇野さんぽ市	安曇野案内人 安曇野 市 安曇野実行委員会	代表 等々 力 秀和	安曇野地域に根づく手づくり文化を市民、来館者に広く周知し、来場者間に交流を促進するため	共催	安曇野文化 館 安曇野市実行委員会	9月16日	平成29年5月20日 (土)、5月21日(日) ※19日 (金)事前準備	穂高交流学習センター「みらい」	様々なジャンルで活動する作家等と市民が直接対話をしながら、ワークショップや展示等を通じて、安曇野地域の展示・ワークショップ、販売	ガラス作品、切り絵、クラフト等の展示・ワークショップ。	○ ○	一	基準第3条第2項により可	

平成 28 年 10 月 20 日開催

安曇野市教育委員会 10 月定例会当日配布資料

【教育委員会定例会提出資料】

議案第 3 号の 2	教育部 文化課
平成 28 年 10 月 20 日提出	課長 那須野 雅好 係長 三澤 新弥

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	文化課 共催 1 件 (詳細 別紙)

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】

(定義)

第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の収集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第 1 項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事 (団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)

教育部 文化課 共催・後援台帳(平成28年度10月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	承認	承認日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課 意見
73	H28.10.17	文化	第30回市民タイムス書き初め展	株式会社市民タイムス	株式会社市民タイムス	代表取締役 新保 力	安曇野市内の中学生に広く出品していただきたいため。	10月 15 日	平成28年 2月18日 (土) ~ 20日(月)	井上アイシ ティ21(山形 村)	月 日	「書き初め」作品を地元の幼児・小中学生から広く募集し、審査・展示・紙面掲載も。申し込み料・参加料は無料。	書き初め展。 審査会に入賞した約100点を展示する。 今年11月上旬から、市民タイムス紙面にて告知記事を掲載。入場料・参加料は無料。	-	-	-	基準第3項 により可	

報告第1号	教育部 生涯学習課
平成28年10月20日提出	(課長)蓮井 昭夫 (担当係長)藤森 智

タイトル	第2次安曇野市生涯学習推進計画について
決定を要する事項の内容	市民アンケートについて
要旨	5月定例会（平成28年5月24日開催）で協議し、策定することになった「第2次安曇野市生涯学習推進計画」に伴い、市民アンケートを実施します。内容についてのご意見をお願いします。
説明	<p>1 目的 生涯学習に対する市民の関心や常日頃の取り組み状況などの現状や今後の取り組みに対する意向その他生涯学習の推進を図る上での参考となる情報を把握するため。</p> <p>2 調査対象 市在住の18歳以上の者から性別・年齢層別に無作為抽出した2,500人。</p> <p>3 実施方法 依頼文と調査票を郵送配布し、回答後同封の返信用封筒に封入・返信により回収。</p> <p>4 スケジュール 調査期間は、11月16日から11月30日。 結果の取りまとめは、平成29年1月中旬を目途</p> <p>5 内容の検討 9月27日 プロジェクト会議 10月6日 社会教育委員の会議 10月20日 教育委員会10月定例会</p>

安曇野市生涯学習推進計画に関するアンケート実施計画（案）

（1）目的

このアンケートは、第2次安曇野市生涯学習推進計画の策定に向けて、生涯学習に対する市民の皆さんの関心や常日頃の取り組み状況などの現状や今後の取り組みに対する意向その他生涯学習の推進を図る上での参考となる情報を把握するために行います。

（2）調査対象

調査対象は、安曇野市にお住まいの18歳以上の方の中から、性別・年齢層別に無作為に抽出した2,500人※とします。

※統計学上の2,500人の抽出根拠

統計学上、アンケートの結果に一定の妥当性を持ち得る必要サンプル数(n)は、次式より、

$$n \geq \frac{N}{\left(\frac{d}{\lambda}\right)^2 \cdot \frac{N-1}{p(1-p)} + 1}$$

N：母集団 → 79,821人（平成28年4月1日時点：長野県毎月人口異動調査）

d：標本誤差 → 0.03（3%までの誤差を許容）

λ：信頼係数 → 1.96（信頼水準を95%とした場合の値）

p：回答比率 → 0.5（最も誤差の大きくなる値）

n = 1,054 となる。

安曇野市で過去に行われたアンケートの実績から回収率を50%と想定すると、 $2,500 \times 0.5 = 1,250 > 1,054$ となり、2,500名への配布で必要サンプル数を回収できる見込みです。

（3）実施方法

アンケートは無記名・自己記入式で、上記調査対象者に依頼文と調査票を郵送配布し、それぞれ回答いただいた後、同封の返信用封筒に封入・返信していただいて回収します。

（4）実施スケジュール

調査期間は、11月16日から30日までの2週間程度を予定しています。

結果のとりまとめは、平成29年1月頃を予定しており、詳細な分析を行い、次年度の計画策定の参考資料とします。

（5）調査内容 → 別途、資料参照

安曇野市生涯学習推進計画に関するアンケート(案)

【問1】あなたの性別を教えてください。いずれか1つに○をしてください。

- 1 男性 2 女性

【問2】あなたの満年齢を教えてください。いずれか1つに○をしてください。

- 1 24歳以下 2 25~34歳 3 35~44歳 4 45~54歳
5 55~64歳 6 65~74歳 7 75歳以上

【問3】あなたがお住まいの地域を教えてください。いずれか1つに○をしてください。

- 1 豊科 2 穂高 3 三郷 4 堀金 5 明科

【問4】あなたの職業を教えてください。いずれか1つに○をしてください。

- 1 会社員 2 自営業主・家族従業者（農林業以外） 3 公務員
4 パート・アルバイト 5 農林水産業又はその家族従事者 6 専業主婦・主夫
7 無職 8 学生 9 その他

【問5】あなたは「生涯学習」という言葉の意味をご存じですか。いずれか1つに○をしてください。

- 1 知っている 2 何となくはわかる 3 意味はわからないが言葉は聞いたことがある
4 言葉として初めて聞いた

【問6】あなたはこの5年くらいの間に、生涯学習※の取り組みをなされましたか。いずれか1つに○をしてください。

※文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、趣味、企業内教育、学校教育、社会教育など様々な場や機会において行う学習（以下設問も同様）

- 1 はい 2 いいえ →問13へお進みください。

※問6で「1 はい」と答えた方に質問です。以下の問7から問12にお答えください。

【問7】あなたが行っている生涯学習の方法について教えてください。あてはまるものすべてに○をしてください。

- 1 個人的な活動 2 自主的な集まりやサークル活動
3 市や地域団体主催の講座・講習、教室等 4 国や県主催の講座・講習、教室等
5 民間団体の講座・講習、教室等 6 大学や専門学校の公開講座
7 通信教育や放送大学 8 自らが主催者側で関わる活動
9 その他（_____）

【問8】あなたが生涯学習を行う頻度を教えてください。いずれか1つに○をしてください。

- 1 毎日 2 週に数回 3 月に数回 4 年に数回

【問 9】あなたが取り組んでいる生涯学習の内容を教えてください。あてはまるものすべてに○をしてください。

- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| 1 趣味・芸術 | 2 マネー・ライフプラン(お金の面から捉えた生活設計) |
| 3 子育て・教育 | 4 健康づくり |
| 5 スポーツ | 6 防災・防犯 |
| 7 身近な自然環境や地球環境の保全 | 8 パソコン・インターネット |
| 9 外国語の学習 | 10 安曇野市の歴史や風土 |
| 11 地域づくり | 12 職業上必要な知識・技能・資格 |
| 13 ガイドや指導者として人に伝える技術 | 14 その他 (_____) |

【問 10】あなたは生涯学習に関する情報をどのような方法で入手されているか教えてください。あてはまるものすべてに○をしてください。

- | | | | |
|--------------|-----------|--------------|---------|
| 1 市報(広報あづみの) | 2 市ホームページ | 3 ポスター・チラシ | 4 新聞や雑誌 |
| 5 インターネット | 6 テレビ・ラジオ | 7 知人の紹介(口コミ) | 8 回覧板 |
| 9 その他(_____) | | | |

【問 11】あなたが生涯学習に取り組んでよかったと思うことは何ですか。あてはまるものすべてに○をしてください。

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1 健康の回復や維持増進に役立った | 2 共通の目的を持つ人との交流が深まった |
| 3 新たな知識や技能が身に付いた | 4 仕事や就職に活かすことができた |
| 5 生きがいが生まれた | 6 自然・社会・文化への理解・関心が高まった |
| 7 地域や人の役に立つことができた | 8 その他(_____) |
| 9 特にない | |

【問 12】次のア～ケのうち、あなたが生涯学習の場としてよく(年に複数回)利用する施設があれば、その施設の記号を選び、その所在地を1～3の番号でお選びください。いずれも複数選択可能です。

お住まいの地域内※ 市内でお住まいの地域外 安曇野市外

- | | | | |
|-------------------------|---|---|-----------------|
| ア 図書館 | 1 | 2 | 3 (市町村名: _____) |
| イ 交流学習センター | 1 | 2 | 3 (市町村名: _____) |
| ウ 博物館・資料館 | 1 | 2 | 3 (市町村名: _____) |
| エ 美術館 | 1 | 2 | 3 (市町村名: _____) |
| オ 公民館 | 1 | 2 | 3 (市町村名: _____) |
| カ 体育館 | 1 | 2 | 3 (市町村名: _____) |
| キ 運動場・グラウンド | 1 | 2 | 3 (市町村名: _____) |
| ク 公園 | 1 | 2 | 3 (市町村名: _____) |
| ケ その他(施設名とその所在地: _____) | | | |

※問3でお答えになった地域

※ここからはまた全員の方に伺います。

【問13】あなたが今後、生涯学習の一つとして新たに学びたいと思う分野や関心のあるテーマがあれば教えてください。あてはまるものすべてに○をしてください。

- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| 1 趣味・芸術 | 2 マネー・ライフプラン(お金の面から捉えた生活設計) |
| 3 子育て・教育 | 4 健康づくり |
| 5 スポーツ | 6 防災・防犯 |
| 7 身近な自然環境や地球環境の保全 | 8 パソコン・インターネット |
| 9 外国語の学習 | 10 安曇野市の歴史や風土 |
| 11 地域づくり | 12 職業上必要な知識・技能・資格 |
| 13 ガイドや指導者として人に伝える技術 | 14 その他 (_____) |
| 15 特にない | |

【問14】あなたが生涯学習に取り組むことへの妨げになっていること、あるいは生涯学習に取り組めない理由があれば教えてください。あてはまるものすべてに○をしてください。

- | | | | |
|-------------------|-------------------------|------------|----------|
| 1 施設がない | 2 情報がない | 3 仕事が忙しい | 4 介護中のため |
| 5 子育て中のため | 6 費用がかかる | 7 移動手段がない | 8 体調の問題 |
| 9 仲間がいない | 10 指導者がいない | 11 きっかけがない | |
| 12 そもそも生涯学習に興味がない | 13 生涯学習に興味はあるが魅力的な活動がない | | |
| 14 その他 (_____) | | | |
| 15 特にない | | | |

問14で選択した妨げや取り組めない理由について、「こうすれば生涯学習に取り組める」といった要望や改善策があればご記入ください。

選択肢	要望や改善策

【問15】あなたは生涯学習で学んだことを何に役立てたいと思いますか。理想も含めてお聞かせください。あてはまるものすべてに○をしてください。

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| 1 教養の向上 | 2 生活の安定・安全確保・質的向上 |
| 3 健康維持・老化防止 | 4 自らの生きがいづくり |
| 5 仕事や就職 | 6 地域の子どもたちへの学習活動 |
| 7 社会福祉活動 | 8 地域の伝統文化の継承 |
| 9 ガイドや指導者としての活動 | 10 地域づくりの推進 |
| 11 国際交流の発展 | 12 身近な自然環境や地球環境の保全 |
| 13 その他 (_____) | |
| 14 特にない・生涯学習に関心がないので答えようがない | |

【問 16】あなたが生涯学習をするために必要な情報は、どのような場所で提供されるとよい（効果的）と思ひますか。あてはまるものすべてに○をしてください。

- 1 市役所 2 市役所支所 3 公民館 4 図書館・交流学習センター
 5 その他お住まいの身近な公共施設 ()
 6 スーパーマーケット、コンビニエンスストア、銀行・郵便局（店舗・ATM）など身近な生活利便施設
 7 その他 () 8 わからない

【問 17】あなたが生涯学習をするために必要な情報は、どのように提供されるとよい（効果的）と思ひますか。あてはまるものすべてに○をしてください。

- 1 市報（広報あづみの） 2 市のホームページ 3 回覧板
 4 新聞・折込チラシ 5 フリーペーパー（無料情報誌） 6 インターネット
 7 フェイスブックやツイッターなどのソーシャルメディア
 8 その他 () 9 わからない

【問 18】以下の項目について、「①現在、安曇野市で生活する中でどのように感じているか」と「②今後、安曇野市として取り組みをさらに進めるべきか」という 2 つの視点で、あなたのお考えに最も近い番号に、それぞれ 1 つ○をつけてください。

学習機会の充実	【設問番号】	(記入例)	現在の安曇野市の状況					さらに進めるべきか				
			そう思う	やや思わない	あまりそう	いそう思わない	わからぬ	そう思う	やや思わない	あまりそう	いそう思わない	わからぬ
	1	小学校入学までに、子どもが心や五感を育むための場所や機会がある	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—
	2	青少年がのびのびと遊び、学べる場が充実している	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—
	3	仕事に役立つ知識や技術を身に付ける学習の機会が充実している	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—
	4	子育てに関する講座が充実している	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—
	5	退職後の生きがいづくりのための機会が充実している	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—
	6	高齢者の健康維持のための機会が充実している	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—
	7	環境問題について学習する機会がある	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—
	8	健康に関する情報や学習の機会が提供されている	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—
	9	地域において支え合うための意識づくりが進んでいる	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—
	10	誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境が整っている	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—

		現在の安曇野市の状況					さらに進めるべきか					
		そう思う	やや そう思 う	あまり 思わない	そう思 わない	わから ない	そう思う	やや そう思 う	あまり 思わない	そう思 わない	わから ない	
【設問番号】 (記入例)		4	3	2	1	—	4	3	2	1	—	
学習機会の充実	11	芸術文化について学ぶ機会がある	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—
	12	外国人住民と互いに認め合う地域づくりが行われている	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—
	13	安心・安全な地域づくりのための学習機会がある	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—
	14	人権について正しく理解するための学習機会がある	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—
	15	情報化に対応するための学習の機会が充実している	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—
	16	市民の要望に応じた事業や講座を市職員が積極的に企画・運営している	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—
環境の整備	17	公民館は地域の学習・交流の場としての役割を果たしている	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—
	18	交流学習センターは市民活動の場として活用されている	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—
	19	図書館では市民の要望にあった情報サービスが提供されている	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—
	20	市立の美術館・博物館 ^{※1} では施設の特色を生かした展示や学びの場が提供されている	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—
	21	音楽や演劇などの公演を市内で鑑賞することができる	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—
	22	様々なスポーツを市内のスポーツ施設で行うことができる	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—

※ 1 市立の美術館・博物館…豊科郷土博物館、豊科近代美術館、田淵行男記念館及び高橋節郎記念美術館。

設問番号1～22の「①現在の安曇野市の状況」について、「2 あまりそう思わない」「1 そう思わない」と回答された項目のうち、特に理由がある方は設問番号とその内容をお書きください。

設問番号	理由・ご意見等
記入例) 20	市立の美術館・博物館に行ったことがないから。

現在の安曇野市の状況										さらに進めるべきか				
		そう思う	やや そう思 う	あまり 思わない	そう思 わない	わから ない	そう思う	やや そう思 う	あまり 思わない	そう思 わない	わから ない			
		4	3	2	1	—	4	3	2	1	—			
環境の整備	23	市立の各生涯学習施設は、市職員が適切に管理・運営している	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—		
	24	様々な情報媒体から学習情報を収集することができる	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—		
	25	学習したいと思ったときに、気軽に相談できる窓口がある	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—		
	26	誰もが学習に参加しやすい環境が整っている	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—		
学びの成果	27	学習した成果を発表する機会がある	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—		
	28	ボランティア活動に積極的に取り組める環境が整っている	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—		
	29	市民と行政の協働のまちづくりが進んでいる	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—		
	30	市民の交流が地域で盛んに行われている	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—		
	31	生涯学習の成果である知識や技能が地域に還元されている	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—		
	32	風土に根ざした技や知恵が、確実に次の世代に受け継がれている	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—		
	33	リーダーバンク制度 ^{※2} が充実している	4	3	2	1	—	4	3	2	1	—		

※2 リーダーバンク制度…あらかじめ経験や技能を持つ市民を登録し、団体・サークルなどの要請に応じて登録者を紹介し、学習ニーズの多様化に対応する制度のこと。

設問番号 23～33 の「①現在の安曇野市の状況」について、「2 あまりそう思わない」「1 そう思わない」と回答された項目のうち、特に理由がある方は設問番号とその内容をお書きください。

設問番号	理由・ご意見等
記入例) 33	リーダーバンク制度について全く知らないから

【問 19】あなたは、学校教育終了後も生涯にわたって学び続けることは必要だと思いますか。いずれか1つに○をしてください。

1 必要だと思う

2 必要だと思わない

3 わからない

上記で1または2を選択された理由

【問 20】あなたが生涯学習に関して常日頃思っていることやお考えがあれば、以下にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

報告事項第2号	教育部 各課
平成28年10月20日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	学校教育課 1件 生涯学習課 9件 文化課 4件 (詳細別紙)

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいづれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の収集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

教育部 学校教育課 共催・後援台帳(平成28年度10月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (固体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課 所管課 意見		
20	H28.9.26	学校 教育	第42回中信地区小学校管楽器交歓演奏会	中信地区小学校管楽器研究会	金澤 知	中信地区小学校研究会	中校管楽器研究会	9月 26 日	平成28年11月19日～20日	専決	過去承認	○	9月 28 日	キッセイ文化ホール	中信地区の小学校の金管バンド、吹奏楽を愛好する児童が一堂に会し、管打楽器などの演奏演技を発表し合うことで、日々の練習の成果を発表し合い、交流を深めあう。	参加校42校(市内からは三郷小・振木小、豊科東小、高井戸小、明北小、穂高西小・穂高南小)	小・明北小、穂高北小、穂高西小・穂高南小	出場児童数1,600名程度 金管バンドの発表をする。	○ ○	○ ○	基準第2号 基準第4号 により可

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(平成28年度10月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	申請者 (団体)	申請者 種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27/H26	H25 所管課 意見
48 H28.9.5	スポーツ推進担当	第39回越高等学校テニス大会	安曇野市ソフトテニス協会	田井 敏夫	安曇野市ソフトテニス協会	後援	種高町のころから後援をいたしました。ジュニアの部は、安曇野市内の小中学生のレベルアップ・健全育成のために重要な大会です。	9月 2 日(月)	平成28年10月9日(月)	○	過去承認	9月 14 日	穂高総合体育館	競技種目:ターブルス(一般男女の部、少年男女の部、ジュニア男女の部)予選リーグ、決勝トーナメント	ソフトテニスを通して体力の向上、相互の競争をはかり、活力あふれる健康で生き生きとした生活の実現に寄与するため。	○ ○ ○	基準第4号第2号により可	
49 H28.9.5	スポーツ推進担当	第23回ジュニア安曇野卓球選手権大会(小学生・高校生)	安曇野卓球連盟	金長義夫	西村 安曇野卓球連盟	後援	中信地区の生徒と卓球を通じて情報交換により教訓を深めます。	9月 1 日(日)	平成28年10月23日(日)	○	過去承認	9月 14 日	穂高総合体育館	卓球競技を通じ、各地域との交流、融和をはかり、且つ卓球の普及拡大、卓球技術の向上を目的とする。	参加料:小学生600円、高校生800円	○ ○ ○	基準第4号第2号により可	
50 H28.9.5	スポーツ推進担当	第10回しやくなくけ杯争奪女子選手権大会	安曇野市婦人バレーボール協会	金長 知子	安曇野市ママさんバレーボール連盟	後援	参加チームの士気向上。	9月 1 日(日)	平成28年11月13日(日)	○	過去承認	9月 14 日	穂高総合体育館	当協会に所属するチームの会員相互の競勝と市内他地域のチームとの交流を深め、ハーレーボール大会を開催する。	参加料:チーム4,000円	○ ○ ○	基準第4号第2号により可	
51 H28.9.9	スポーツ推進担当	グラスルーツワールドinアルウェイン	一般社団法人長野県サッカー協会	金長 平林 正光	一般社団法人長野県サッカー協会	後援	対象となる小学生ならびに保護者の皆様に事業を幅広く理解してご参加いただき、ご後援をお願い申し上げます。	9月 6 日(日)	平成28年10月16日(日)	○	過去承認	9月 14 日	松本平広域公園 総合球技場 アルウェイン	スポーツ(サッカー)を通して遊び心、身体を動かして遊ぶことの楽しさと、上達を体感するプログラム。	小学校1~4年生のサッカー経験を問わない誰もが参加できるフェスティバル。	○	基準第4号第2号により可	
52 H28.9.9	スポーツ推進担当	第13回ふれあいチャンピオン大会	安曇野市ママさんバレーボール連盟	倉田 富美子	安曇野市ママさんバレーボール連盟	後援	長野県1位を決める大会が安曇野市で開催される為。	9月 9 日(日)	平成28年10月16日(日)	○	過去承認	9月 14 日	穂高総合体育館	大会は、家庭婦人の健康づくりとチームづくりを通過戦。参加料:チーム10,000円	大会は、家庭婦人の健康づくりとチームづくりを通過戦。参加料:チーム10,000円	— — —	基準第4号第2号により可	

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(平成28年度10月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	承認	理由	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課 意見
53	H28.9.12	社会 教育 担当	ハロウインKID's	ガールスカウト長野県 第38回	ガールスカウト長野県 第38回	皆さんが安心して参加するために	9月 6 日 平成28年10月29 日(土)	9月 15 日 過去承認	○	過去承認	9月 15 日 安曇野市 まちづくり会館	ガールスカウトの活動を多くの方に知つたいたさとい。	ハロウイングーム、パレード、 スカウトカフェ 参加費:200円/人(保険料、飲食代)	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	基準第4 条第2号 により可		
54	H28.9.14	スポーツ推進 担当	あづみ野テレビカップ 争奪 第6回ティーボール 野球大会	あづみ野テレビ 放送社長 伊藤勝 株式会社	代表取締 役社長 伊藤勝 藤	大会開催おこなひ 大会に向けたの 練習	9月 12 日 平成28年10月8 日(土) 予備日:10月9日 (日)	9月 21 日 高家スポーツ 広場	○	過去承認	9月 21 日 松	ティーボール野球を通じても スポーツの楽しさを知つても うとどもに青少年の健全 育成への貢献をする。 参 加 料:1チーク3,000円	参加資格:安曇野市および松 本市住田の原則として小学校 3年生以下の男女。 試合方法:安曇野のリーグで リーグ戦方式とする。	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	基準第4 条第2号 により可		
55	H28.9.26	社会 教育 担当	家計講習会	松本友の会 安曇野支部	松井 重子	松本友の 会	毎年、後援をいた だいたいいるた め	9月 20 日 平成28年11月4 日(金)、11月12日 (土)	9月 28 日 過去承認	○	過去承認	9月 28 日 豊科児童 館、豊科成 相コミュニ ティー	家事(食・住)のこと、家計簿 のことを地域の方にお伝え したい	11月4日:おやつのこと、すつ きりくらすくらの手入れ、 11月12日:教育費とライフpla ン、年金生活の工夫、すまい の手入れ、洗剤について、食 事 いも・豆・海	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	基準第4 条第2号 により可	
56	H28.10.6	社会 教育 担当	第13回中学生対抗税 金クイズ大会	松本税務署 内線税務係 体連絡協議会	田中 隆一	松本税務 署内線 税務係 会長 田中 隆一	参加者について て募集するため	9月 30 日 平成28年10月16 日(日)	10月 7 日 過去承認	○	過去承認	松本市立丸 ノ内中学校 体育館	クイズ大会を通じて租税教 育の重要性を広く認識して もらいたため 表彰:優勝、準優勝、3位及び 全員に参加賞を授与	中学生(3名1チーム)による 対抗戦	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	基準第4 条第2号 により可	

教育部 文化課 共催・後援台帳(平成28年度10月定例会事決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	申請理由	申請日	開催日	理由	専決	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課 意見
66	H28.9.9	文化	あづみ野寄席2016	安曇野市商工青会豊田支部青年部	豊田市青年部青年部 支部長 正光 赤羽	豊田市青年部青年部 支部長 正光 赤羽	9月 6 日 平成28年 11月25日(金)	壁やかで心豊かな生活創造のための事業として後援を頂きました。	○	過去承認	9月 14 日 平成28年 大ホール	豊科公民館 大ホール	平成元年より、地域文化の向上及び地域振興を図ることを目的とし、落語を中心とした公演を実施している。	寄席 入場料:指定席3500円、自由席3000円 出演者:林家木久扇、林家木久哉 他の後援申請先:安曇野市、豊科商店連合会、豊科スマート会	○ ○ ○	○ ○ ○	基準第4 基準第2号 により可	
68	H28.9.21	文化	12th クリスマスジャズコンサート	The BigBand of MusicToys	The BigBand of MusicToys	The BigBand of MusicToys & The BigBand of MusicToys OGOBAND	9月 15 日 平成28年 12月25日(日)	後援 後援 後援	後援を得ることによりコロナウイルスの蔓延活動を防ぐことの実現に努めることができると思いました。 申譲りいたしました。	○	過去承認	9月 23 日 平成28年 キッセイエル化ホール	中高生ジャズビッグバンド 「The BigBand of MusicToys」とOGOBAND 「Jazz Orchestra」が日頃の練習の成果を広く一般に公開するジャズコンサートです。	入場料無料 13:30開場、14:00開演、16:30終了 出演: The BigBand of MusicToys & The BigBand of MusicToys OGOBAND	○ ○ ○	○ ○ ○	基準第4 基準第2号 により可	
70	H28.9.23	文化	秋季講演会	三郷郷土研究会 会長 赤羽根 基矩	三郷郷土研究会 会長 赤羽根 基矩	会員及び市民の生涯学習のための後援	9月 23 日 平成28年 11月27日(日)	後援	会員及び市民の生涯学習の内容である後援をいただきたい。	○	過去承認	9月 28 日 平成28年 安曇野市三郷公民館 講義室	会員及び市民の皆さんができるところを聞くことによる知識を豊かにし、講話の話題、考え方、生涯学習の機会を提供する。 講師:元跡見学園女子大学教授「三郷村史」編纂委員 倉あつ子先生 演題:「私たちの食生活」~変わるもの、変わらないもの(仮題) 参加者:三郷郷土研究会会員及び一般市民 50名 他の後援申請先:市民タイムス	○ ○ ○	○ ○ ○	基準第4 基準第2号 により可		
71	H28.10.5	文化	第30回わくわくキッズコンサート	「ホッピ」演奏会 ランティア協会 牛山正博	「ホッピ」演奏会 ランティア協会 牛山正博	「ホッピ」演奏会 ランティア協会 牛山正博	10月 4 日 平成29年 1月27日(金)	後援	公民館などにラジオを置き、広くコンサートの宣伝をしてほしい。	○	過去承認	10月 7 日 平成29年 松本市地区公民館 大会議室	子連れでコンサートに行かれない方や、小さいお子さんでない方が、夜のコンサートに来れない方の為に屋外で行かれないので、その他の方の為に屋内にコンサートを行って欲しい。 対象:未就園児(0~3歳程度) どなたでも、その家族、その他一歳の方 入場者数:150名程度	○ ○ ○	○ ○ ○	基準第4 基準第2号 により可		

報告事項第3号

平成28年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

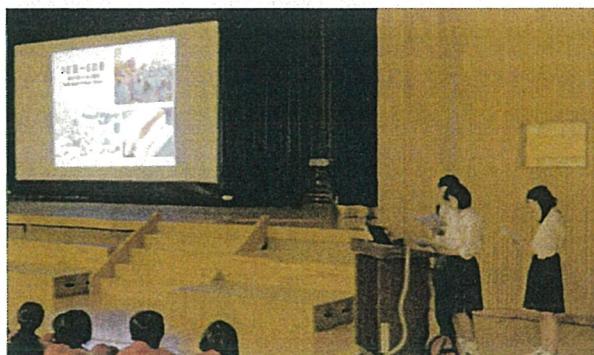
学校教育係

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み 備　　考
海外ホームステイ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校報告会 平成27年度中学生海外ホームステイ交流派遣事業に参加した生徒による各中学校での学校報告会が全校集会や給食の時間、文化祭を活用して実施されましたので、別添のとおり報告します。 参加生徒は、外国語学習やコミュニケーション能力の重要性など、自分たちが体験し、学んだことを全校の生徒に発表し、今後の学習に生かして欲しいと伝えました。 ・実施日 豊科南中学校 6月22日（全校集会） 豊科北中学校 6月20日（全校集会） 穂高東中学校 6月14・16日（給食時間） 穂高西中学校 6月28日（全校集会） 三郷中学校 5月25日（全校集会） 堀金中学校 9月30日（文化祭） 明科中学校 9月30日（文化祭） <p>詳細は別添のとおり</p>	

中学生海外ホームステイ学校報告会実施概要一覧 【平成27年度事業参加生徒】

学校名	実施日 (実施時間等)	実施内容
豊科南中学校	平成28年6月22日(水) 午前8時15分～8時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・全校集会にて報告。 ・写真をスクリーンに映しながら、参加した生徒3人体験の様子やそこから学んだこと、今後に生かしたいことを1人3分以内で発表。
豊科北中学校	平成28年6月20日(月) 6校時(午後3時25分～)	<ul style="list-style-type: none"> ・全校集会にて報告。 ・参加生徒が体験作文を発表し、DVDを上映しながら体験を伝え、H28事業への参加を呼び掛けた。
穂高東中学校	平成28年6月14日(火) 午後1時～1時10分 平成28年6月16日(木) 午後1時～1時10分	<ul style="list-style-type: none"> ・2名の参加生徒より、昼のテレビ放送で報告。 ・1名10分程度で、映像(写真等)をmajieながら、市の報告会の原稿をもとに発表し、全校生徒及び職員は、各学級で給食を食べながら報告を聞いた。
穂高西中学校	平成28年6月28日(火) 午後3時30分～3時55分	<ul style="list-style-type: none"> ・全校集会にて報告。 ・参加生徒3名が各自5分以内を目途にスピーチをし、DVDを視聴しながら、海外の生活や体験を説明。
三郷中学校	平成28年5月25日(水) 午前8時10分～8時20分	<ul style="list-style-type: none"> ・全校集会にて報告。 ・ホームステイ先での写真をパワーポイントにまとめ、3名で協力しながら見たこと、感じたこと、学んだこと等を全校生徒及び職員の前で発表。
堀金中学校	平成28年9月30日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭の中に組み込んで報告。 ・パワーポイントを用いたり、途中英語スピーチを入れたりしながらホームステイの様子を報告。
明科中学校	平成28年9月30日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭「明中祭」1日目午後に、全校・保護者対象に「中学生海外ホームステイ学校報告」として10分間のステージ発表。 ・内容は、オーストラリアでの生活の様子、文化の違い、学校の様子、ホームステイで学んだこと等、DVDの画像を使って発表。

【実施風景】
(三郷中学校)



(穂高西中学校)



平成 28 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

社会教育総務費事業

事業（県事業）	現　　況	今後の取り組み
社会教育委員の会 予算額：413 千円	4/28 中信地区理事会 5/25 第1回会議 議長・・細田 利章さん 副議長・・平田 米子さん 平成 27 年度事業報告、平成 28 年度事業計画 5/27 中信地区総会 6/15 県総会 7/ 4 中信地区理事会 9/28 県研究大会 10/ 6 社会教育委員の会 10/13 中信地区秋の研修会	10/27. 28 関東甲信越静研究大会 11/上旬 第2回会議 2/17 中信地区理事会 3/下旬 第3回会議
第2次生涯学習推進計画策定 予算額：2,213 千円	5/10 政策会議 5/15 部長会議 5/24 教育委員会定例会 6/ 9 部内業者選定委員会 6/21 業務委託契約 7/27 市民会議 進捗状況の確認、・第2次計画策定スケジュール、市民アンケートの素案確認、第2次計画への要望 8/22 教育委員会定例会 策定プロジェクト会議設置規程新設 市民会議設置要綱附則改正 9/28 策定プロジェクト会議① 10/ 6 社会教育委員の会 10/20 教育委員会定例会	11/16～30 市民アンケートの実施 1/ 策定プロジェクト会議② 3/ 策定プロジェクト会議③
安曇野市人権・平和特別授業 ～kizuki～ 予算額：2,400 千円	○事業説明 4/8、4/20 校長会 4/21 小学校長会 5/24 学校学年主任との協議 6/9 部内業者選定委員会 事業の概要 実施日 11/14 対象：市内小学校 10 校 4 年生 期日：11 月 場所：豊科公民館ホール 内容：市歌齊唱 「私たちが思う平和 -みんなが仲良くするために-」発表 ミュージカル「とべないホタル」鑑賞 終了後、感想文の執筆 9/26 小学校へ原稿用紙配布 10/ 6 イオン豊科店 駐車場借用依頼 10/11 劇団ボプラとの打合せ	11/14 安曇野市人権・平和特別授業

生涯学習推進費

事業(懇意事項)	現況	今後の取り組み
安曇野検定 予算額：1,414千円	<p>○実施方法の検討 概要 基本編・・・過去5年間の問題から出題 講座編・・・平成28年度準備講座から出題 ジュニア・・・過去5年間の問題から出題</p> <p>○講座内容の決定 6/15 「広報あづみの」による告知 準備講座 7/14 第1回「松沢求策と自由民権運動」 講師 中島 博昭さん(地域史研究家) 参加者 59人 7/21 第2回「『一山百樂』田淵 行男」 講師 斎藤 省三さん(田淵行男記念館館長) 参加者 62人 7/28 第3回「北アルプス登山道開拓者たち」 講師 関 悟志さん (市立大町山岳博物館学芸員) 参加者 66人 8/4 第4回「『常念を見よ』佐藤 嘉市」 講師 橋渡 勝也さん (安曇野市教育委員会 教育長) 参加者 66人 8/18 第5回「『安曇野の昔話』の主人公たち」 講師 浜野 安則さん(歴史民俗学研究者) 参加者 68人 9/8 第6回「『興味津々あづみの FOOD』展から -日常食と儀礼食-」 講師 倉石あつ子さん(新市立博物館準備室員) 参加者 55人 9/29 第7回「拾ヶ堰開削200年」 講師 逸見 大悟さん(文化課 学芸員) 参加者 65人 10/6 第8回「荻原守衛-愛は芸術なり相剋は美なり-」 講師 武井 敏さん(穂山美術館 学芸員) 参加者 59人</p>	<p>7月～11月安曇野検定準備講座10回 10/20「相馬愛蔵と黒光【前編】」 10/27「相馬愛蔵と黒光【後編】」</p> <p>11月～2月 ブラッシュアップ講座 1/29 平成28年度安曇野検定</p>
市民大学講座 予算額：1,047千円	<p>8/17 「広報あづみの」による告知 9/10 市民大学講座特別編「心地よい日本語」 講師 金田一 秀穂さん(杏林大学外国語学部教授) 参加者 300人 市民大学講座信州大学編 9/27 基礎から分かる放射能・放射線 講師 矢部 正之教授(高等教育研究センター) 参加者 37人 10/4 インターネットの心理学 講師 佐藤 広英准教授(人文学部) 参加者 41人 10/13 昔話・民話のナゾを解く 講師 藤森 裕治教授(教育学部) 参加者 70人 10/18 地質探偵と探る北アルプスの生い立ちの謎 講師 原山 智教授(理学部) 参加者 70人</p>	11/1 感染症から身を守る
日本語教室 予算額：395千円	<p>○豊科、穂高、堀金毎週日曜に、三郷は土曜日に開催 (明科休講中) 6/8 第1回ボランティア講習会 15人参加 講師：佐藤 佳子さん (松本市地域日本語教育システムコーディネーター)</p>	3月 ボランティア講座

事業(懸念事項)	現況	今後の取り組み
学校開放講座 予算額：300千円	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育法第48条による講座 4/7 開催依頼通知 5/12 回答期限 1 小学校、1中学校、4高校 全13講座 80回開催予定 5/3～12/19 南安曇農業高校「青空と緑の中で」 7/23～11/19 穂高商業高校「日商簿記検定3級講座」 7/23～8/6 明科高校「パソコン講座 エクセル」 7/23～10/29 明科高校「安筑地方の民族Ⅱ」 7/31 明科高校「親子で学ぶ情報モラル」 8/27～9/4 穂高商業高校「エクセル中級講座」 10/8 穂高商業高校「パソコン入門 Word 初級編」 	11/8 穂高商業高校「ワードで年賀状を作成しよう！」 11/19 豊科高校「クラシックギター入門」 11/19～1/21 穂高南小「めざせ！けん玉名人」 11/23 豊科南中「Word の画像編集機能を使った自画像制作」 11/26 豊科高校「篆印～自分の印を刻る～」 12/18 豊科高校「本格的ハードカバーモデル」
美的カレッジ 予算額：40千円	<ul style="list-style-type: none"> ○市内在住又は在勤の20歳から40歳以下の女性対象の講座 4/23 フラワーアレンジメント 14人 5/29 テーブルマナー 19人 8/6 カメラ講座 14人 	10/22 ヨガ 12/17 簡単おせち料理

人権教育推進事業

事業(懸念事項)	現況	今後の取り組み
人権尊重作文集 予算額：326千円	<ul style="list-style-type: none"> ○概要 市内小学校3～6年生、中学校1～3年、指定する学年ごと1作品を選出。ただし、4学年は全校から計27作品)。各種人権学習会などの概要版などとともに作文集を作成し、関係者へ配布。 5/18 市校長会 6月より随時学校へ説明 	11月～12月 作品募集 3/上旬 発行
安曇野市企業人権教育推進協議会 予算額：52千円	<ul style="list-style-type: none"> 市内31企業加入 6/24 総会・研修会 会長 花村薰さん（株式会社ちくま精機代表取締役） 研修会「アンガーマネジメント」 講師 丸の内ビジネス専門学校校長 内川小百合さん 	10/25 企業人権啓発講演会 講師：比田井 和孝さん（上田情報ビジネス専門学校 副校長） 2/14 理事会

中央公民館事業費

事業(懸念事項)	現況	今後の取り組み
公民館長会	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回 4/11 平成28年度役員の選出 会長：中田穂高公民館長 副会長：内川豊科公民館長、蓮井中央公民館長 ○第2回 5/9 公民館大会、運営方針 ○第3回 6/6 公民館大会反省、総合芸術展実行委員の選任 ○第4回 7/4 今後の予定 ○第5回 8/3 今後の予定、臨地講座 ○第6回 9/5 今後の予定、各公民館からの協議 ○第7回 10/3 各公民館からの協議 	毎月1回開催
長野県公民館運営協議会 予算額：347千円	<ul style="list-style-type: none"> ○第57回 関東甲信越静公民館研究大会 in さがみはら 8/25～26 参加者5人 ○第64回 長野県公民館大会(飯田・下伊那) 9/15～16 参加者5人 	

事業(懸案事項)	現況	今後の取組み
安曇野市総合芸術展 予算額：355千円	<p>7/4 第1回実行委員会 実行委員長 高野 博さん 副実行委員長 隼田和子さん 開催要項、スケジュール</p> <p>10/3 第2回実行委員会 作品選考スケジュール、選考方法</p> <p>10/15 三郷文化祭作品選考</p>	<p>10/29 穂高、堀金文化祭作品選考 11/ 6 豊科、明科作品選考 11/15 第3回実行委員会 2/ 6 第4回実行委員会 3/ 3～22 第6回総合芸術展</p>
安曇野市公民館報 予算額：1,532千円	<p>5/10 校正会議 5/18 企画会議 6/ 2 第30号発行 6/14 校正会議 6/22 企画会議 7/ 6 第31号発行 7/23 長野県公民館報関係者研修会 会場：穂高公民館 講演 演題 読んでもらえる紙面づくり 講師花岡 明生 氏 (株式会社市民タイムス 元編集局長) 4分科会 約100人参加</p> <p>8/10 校正会議 8/24 企画会議 9/ 7 第32号発行 10/12 校正会議 10/20 企画会議</p>	<p>11/ 2 第33号発行 11/10 校正会議 11/18 企画会議 12/ 7 第34号発行 1/25 校正会議 2/ 2 企画会議 2/15 第35号発行 (年6回発行)</p>

平成 28 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

青少年健全育成費事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
子ども会育成会支援 予算額：9,592千円	<ul style="list-style-type: none"> ○4月6日～15日 5地域子ども会育成会連絡協議会 ○4月19日 子ども会育成会連合会総会 ○5月8日 均等割補助金申請、子ども安全共済会申込み締切→98地区申請 ○5月11日 長野県子ども会育成会連絡協議会第1回理事会 ○5月19日 第2回常任委員会 ○5月27日 活性化補助金申請締切→42地区申請 ○5月28日 長野県子ども会育成会連絡協議会通常総会 ○6月11日 ジュニアリーダー養成講座常任委員5名参加協力 ○6月17日 松本地方子ども会育成連絡会 会議 ○9月11日 第2回長野県子ども会指導者講習会 松本地方子ども会育成連絡会安全講習会 ○10月18日 第3回常任委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 3月 常任委員会 11月 ジュニアリーダー養成講座協力 2月中旬 こども会育成会地域連絡協議会
青少年センター 予算額：1,021千円	<ul style="list-style-type: none"> ○4月28日 第1回運営委員会 ○5月13日 長野県青少年補導センター連絡協議会 ○5月19日 安曇野市小中高等学校生徒指導連絡協議会第1回総委員会 ○5月31日 第2回運営委員会 ○6月1日 センターだより第5回号（広報）発行 ○6月11日 ジュニアリーダー養成講座運営委員2名参加協力 ○6月17日 長野県青少年補導センター連絡協議会 ○4月～6月 相談受付 ・不登校案件1名（相談回数5回） ○7月15日 第41回長野県青少年補導活動推進大会（飯田市） 5名参加 ○8月8日 夏休み街頭巡回（豊科・穂高・堀金） ○8月9日 夏休み街頭巡回（三郷・明科） ○8月18日 第3回運営委員会 ○10月5日 センターだより第6回号（広報）発行 ○10月11日 CHUKOらんどチノチノ視察（茅野市） ○10月11日 中信4市補導センター連絡会議（松本市） ○11月6日 青少年センター講演会（市役所） ○11月12日 長野県青少年健全育成県民大会（飯山市） 	<ul style="list-style-type: none"> 11月、3月 運営委員会 12月、3月 街頭巡回
ジュニア・リーダー養成事業 予算額：71千円	<ul style="list-style-type: none"> ○4月6日 社会教育指導員会にて募集について説明 ○4月19日 募集チラシ配布 ○5月27日 申込み締切 ○6月11日 ジュニアリーダー養成講座 36名参加（内児童28名、協力者8名） ○11月12日 ジュニアリーダー養成講座（三九郎組立講座） 	
まごころ工房 予算額：157千円	<ul style="list-style-type: none"> ○4月 募集チラシ配布 ○5月20日 申込み締切 応募者：31名 ○5月29日 第1講座【ようこそ！ワクンパーク】開催 受講人数 30名 ○6月18日 第2講座【紙飛行機&ブームラン】開催 受講人数 26名 ○10月29日 第3講座【落語に挑戦】 	<ul style="list-style-type: none"> 年6回講座開催 11月19日 デイサービス交流会 12月3日 和風作り 3月4日 調理実習

こども体験ショー 予算額：540千円	○5～6月 イベント内容検討 ○7月7日 米村でんじろうサイエンスプロダクションに部内業選にて委託決定 ○8月12日 契約締結(540,000円) ○9月 出演者との打合せ ○10月9日 「ジャイアン村上おもしろサイエンスショー」堀金総合体育館サブアリーナ環境フェアと同時開催	
こども文化祭 予算額：344千円	○5月 企画・運営方法検討開始 ○6月21日 役員会議 ○5月～8月 企画・運営方法検討 ○10月3日～28日 出演・出品者の募集	11月26日 文化祭の開催 場所：みらい(予定)
安曇野こども映画教室 予算額：965千円	○4月 小・中17学校、市内4高校 募集チラシ配布 ○4月25日～5月19日 参加者・ボランティア募集 応募者：20名(定員) ボランティア：3名 ○4月30日 河崎監督・麻和先生・事務局打合せ ○5月28日 第1回 オープンスクール開催 受講者数16名 ○6月25日 第2回 シナリオ決定、機材取扱い指導 受講者数17名 ○7月23日 第3回 配役決定・撮影開始(撮影①) 受講者数17名 ○8月27日 第4回 教室開催(撮影②) 受講者数16名 ○9月10日 第5回 教室開催(撮影③) 受講者数17名 ○10月22日 第6回 教室開催(撮影④)	5月28日 毎月第4土曜日教室開催 ～11月26日 11月12日 第7回 教室開催 11月26日 完成披露上映会

放課後・家庭教育推進費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
放課後子ども総合プラン運営委員会 予算額：272千円		11月中旬 第1回運営委員会の開催 3月中旬 第2回運営委員会の開催
放課後子ども教室 予算額：8,303千円	○4月12日～14日 小学校との打合せ会議 ○4月27日 放課後子ども教室コーディネーター研修会 参加者：16人 ○4月27日 放課後子ども教室スタッフ研修会 参加者：108人 ○5月18日 豊科北小、豊科東小、明北小、穂高北小4校において保護者説明会 ○5月19日 明南小において保護者説明会 ○5月25日 豊科南小、穂高南小、穂高西小、三郷小、堀金小5校において保護者説明会 教育長 堀金小保護者説明会出席予定 ○7月7日 放課後子ども教室スタッフ救命講習会 参加者：18人 ○7月8日 放課後子ども教室スタッフ救命講習会 参加者：15人 ○7月8日 放課後子ども教室スタッフ研修会 (松本合併) 参加者：13人 ○7月13日 豊科南小、豊科北小において連絡会議 ○7月20日 豊科東小において連絡会議	5月18日 放課後子ども教室の実施 ～3月 2月中旬 地域連絡会議の開催
家庭教育支援事業 予算額：1,900千円	○4月26日 情報誌ポケット5月号の発行 ○5月26日 情報誌ポケット6月号の発行 ○6月23日 情報誌ポケット7月号の発行 ○7月28日 情報誌ポケット8月号の発行 ○8月25日 情報誌ポケット9月号の発行 ○9月27日 情報誌ポケット10月号の発行 ○10月14日 第1回家庭教育講座 講師：碓井幸子 ○10月25日 情報誌ポケット11月号の発行	5月～3月 情報誌ポケットの発行 11月27日 第2回家庭教育講座 講師：加藤史子

児童館運営費

事業(懸念事項)	現況	今後の取り組み
児童館・放課後児童クラブ 予算額：173,966千円	<ul style="list-style-type: none"> ○児童クラブ入所隨時受付け ○5月 堀金児童館網戸設置工事 (582,117円) ○5月 豊科中央児童館樋、軒天修繕 (275,400円) ○6月 南穂高児童館、遊具修繕 (74,973円) ○7月 穂高北部児童館、畳張替え工事 (176,256円) ○10月 26日 児童クラブ入所説明会 (堀金) ○10月 27日 児童クラブ入所説明会 (明科) ○10月 28日 児童クラブ入所説明会 (三郷) ○11月 2日 児童クラブ入所説明会 (穂高) ○11月 7日 児童クラブ入所説明会 (豊科) 	<ul style="list-style-type: none"> 11月 入所説明会、入所申請受け 12・1月 入所審査・調整 2月 入所決定通知書発送 3月 入所説明会

平成 28 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

社会体育総務費事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会 予算額：2,412千円	9月3日 市スポーツ推進委員研修会	10月 第2回委員会の開催 11月12日 県スポーツ推進委員研修会(駒ヶ根市) 11月17・18日 全国スポーツ推進委員研究協議会(福井県) <市の委員2人が表彰される予定>
スポーツ推進審議会 予算額：182千円		11月 スポーツ推進審議会委員選出 11月 第1回審議会開催予定
各種競技会及び発表会出場者 激励金交付事業 予算額：1,200千円	9月末現在 申請件数：41件 交付額：550千円	申請に基づき随時対応
市民スポーツ祭 予算額：1,500千円	9月4日 空手道 9月10・11日 バスケットボール 9月16日 ゲートボール 10月2日 軟式野球 10月9日 バドミントン 10月10日 弓道	11月13日 柔道 11月20日 ワンバウンドふらば～る大会 11月27日 剣道 11月27日 女子バレー 12月4日 フットサル
リオ2016オリンピック・パラ リンピック関連事業	8月6日 パラリンピック出場選手の壮行会 9月14日 パラリンピック出場選手パブリックビューイング 10月15日 パラリンピック出場選手の報告会	
安曇野市体育施設使用料の見直しについて		11月 第1回スポーツ推進審議会に 諮詢予定
公式スポーツ施設整備計画推進	10月5日 公式スポーツ施設整備推進府内プロジェクトチーム視察を実施(軽井沢町風越公園、千葉県流山市民総合体育館)	11月中 南部総合公園再整備及び新 体育館施設整備基本計画案に関する市民説明会を開催予定

スポーツ振興事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
スポーツ教室等 予算額：8,352千円	○5、6、7月から開始したスポーツ教室(14種)の継続 開催 ○後期から開始したスポーツ教室の開催	後期の教室の募集、開催

社会体育施設管理費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
三郷体育館耐震補強工事設計業務	9月15日 耐震補強工事設計業務打合せ(三郷中)	2月下旬 耐震補強工事設計業務完了予定
明科体育館非構造部材耐震化工事設計業務	8月12日 耐震補強工事設計業務打合せ	2月中旬 耐震化工事設計業務完了予定
公共施設予約システム	9月25日 ネット予約申込開始 10月1日 新予約システムへ切替 新予約システムを市ホームページへ掲載	10月下旬 旧予約システム撤収予定

平成 28 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈文化課〉

文化振興係

文化振興事業

事業 (懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
文化振興計画 進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗管理 第 2 次文化振興計画策定について 政策会議・部長会議付議 	<ul style="list-style-type: none"> ・現計画の計画期間は H29 年度まで。H29 年度に策定委員会組織の準備
信州安曇野薪能 主催：信州安曇野薪能実行委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・青木先生との打ち合わせ（9月 23 日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 回実行委員会 決算・反省 (11月 22 日)
安曇野市小中学校 合同吹奏楽祭 主催：安曇野市小中学校合同吹奏楽祭 実行委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 21 回安曇野市小中学校合同吹奏楽祭 期日：10月 8 日（土）会場 豊科公民館ホール 東京藝大音楽学部金管五重奏参加。 ・第 1 回打ち合わせ：9月 5 日（月） 	
安曇野市美術館博物館連携事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市立美術館博物館無料開放 10月 8 日（土）～10 日（月） ・専門部会作業 10月 19 日（水） ・学校ミュージアム打合せ 穂高西小学校 10月 17 日（月）・ 豊科北中学校 10月 20 日（木） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各館との合意形成、広報 ・参加館 13 館 ・ギャラリートークリレー 2016 10月 22 日（土）～11 月 6 日（日）
第 5 回田淵行男賞 写真作品公募 主催：田淵行男賞写真作品公募実行委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 回実行委員会 11月 17 日（木） ・第 5 回田淵行男賞受賞作品展巡回展（ニコンサロン bis 新宿）9月 13 日～9月 19 日 来場者数 1,564 名 ・第 5 回田淵行男賞受賞作品展巡回展（ニコンサロン bis 大阪）10月 6 日～10月 12 日 	
博物館協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回安曇野市博物館協議会 期日：10月 28 日（金） 	<ul style="list-style-type: none"> ・上半期事業の総括と新年度の方針について

高橋節郎記念美術館事業

事業 (懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
企画展「高橋節郎の軌跡～飽くなき探求～」	<p>○展覧会概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会期 9月 6 日（火）～11月 13 日（日） ・内容 上記企画展に引き続き、豊田市美術館高橋節郎館の収蔵作品を借用し、晩年の立体作品を中心に展示。 	
第 5 回そば猪口ア	○展覧会 10月 4 日（火）～11月 6 日（日）	

ート公募展	表彰式：10月9日（日） ○市商工会の「新そばと食の感謝祭」（11月5日（土）・6日（日））、安曇野スタイル連携「喫茶チロル」での「そば猪口展」（10月26日（水）～11月14日（月））出品、協力 ○巡回展 愛知県瀬戸市新世紀工芸館 山形県白鷹町文化交流センター「あゆーむ」	
-------	--	--

文化財保護係

文化財保護事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
文化財事業補助金事務手続き	これから催行される無形民俗文化財の保存伝承関係の申請及び、既に終了した無形民俗文化財の実績報告等の事務手続き	随時事務処理を行う。
出前講座 あづみのフィルムアーカイブ 映画「よみがえる安曇野」	10／25 明科いいまちサロン：10:00～12:00	出前講座の申請があれば、随時対応したい。
ながぎん 地域応援キャンペン文化財に対する寄付セレモニー	10／18 長野銀行より、県宝「長光寺薬師堂および宮殿」に対する寄付を受ける。	寄付金を活用して、屋根小破修を実施予定
おふね祭り調査	おふね祭り調査方法についての検討	調査体制等準備
文化財保護へ向けた啓発活動	広報への文化財コラムの掲載	

歴史文書整理事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
歴史的価値ある公文書の選別作業	歴史的価値ある公文書の選別作業	継続
古文書整理作業	飯沼家文書の調査	引き続き調査
保存文書等借用・閲覧に関する事務	非現用文書の借用・閲覧に対する事務	継続

埋蔵文化財発掘調査事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
穂高神社境内遺跡・明科廃寺・ほうろく屋敷遺跡他の遺物整理	土器の洗浄作業・注記作業・復元作業 報告書作成	継続実施
埋蔵文化財包蔵地内等での開発に対しての工事立会	一般開発・公共事業に伴う工事立会い	開発業者との連絡調整

文化財保護法 93・94条関係の事務	周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行なわれる際の届出・通知受付事務	随時対応
追堀遺跡試掘調査	10/7 個人集合住宅に伴う試掘調査	
埋蔵文化財包蔵地内で 実施予定の公共事業 保護協議	平成29年度以降実施予定の公共事業について 関係部署との保護協議を実施。	随時実施
明科廃寺出土鉄製品 保存処理	遺物整理の一環として昨年度調査を行ない出土 した鉄製品のさび落とし及び保存処理を研究機関 に搬入。	終了は年明けの予定 報告書へ反映

文化課博物館係

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
展覧会 1 県立歴史館巡回展 「長野県の遺跡発掘 2016」	○開催概要 ・内容:長野県立歴史館から県内各地を巡回する展覧会として昨年から実施。豊科郷土博物館で本年度も引き続き平成27年に発掘調査された最新の出土品や、近年の遺跡発掘調査結果についての展示と、「土偶」のテーマ展示をする。会期:9月3日(土)~10月16日(日)・遺跡報告会 日時:10月1日(土)午後1時30分~3時	・遺跡報告会参加者募集 8月23日(火)~9月30日(金)
展覧会 2 県立歴史館協賛展 示「この目で見たい! 4000年前の縄文人一里 帰りした明科北村遺跡 出土の縄文人骨一」	○開催概要 ・内容:9月から郷土博物館で始まる県立歴史館の巡回展「長野県の遺跡発掘2016」の協賛展示として、旧明科町北村遺跡で出土した人骨を中心に、安曇野の遺跡や資料について知つもらう展覧会。 ・会期:7月23日(土)~11月6日(日)	・展示資料の借用等
展覧会 3 出前展示(コンパクト展示) 「秋の七草展示」	○開催概要 ・内容:安曇野に残る草原を通じて秋の七草の植物や歌等について紹介する。 ・会期:9月1日(木)~10月3日(月)	本庁舎1階ロビー中央
展覧会 4 出前展示(コンパクト展示) 「月見と収穫展示」	○開催概要 ・内容:日本の月見と収穫儀礼。日中韓の月見習俗とそれにまつわる伝説等について紹介する。 ・会期:10月4日(火)~11月3日(木)	本庁舎1階ロビー中央

展覧会 5 出前展示(コンパクト展示)興味津々安曇野FOOD展示(2015企画展リメイク)	○開催概要 ・内容:平成27年度郷土博物館企画展示のコンパクト展示、松本藩貞姫御膳、嫁入り一見の献立等について紹介する。 ・会期:10月13日(木)~11月11日(金)	三郷支所1階ロビー展示場
展覧会 6 出前展示(コンパクト展示)小中学校施設での展示	○開催概要 ・内容:小学校については、昆虫展(安曇野の昆虫の特徴を書いたパネルや標本の展示) 中学校については、岩石展(安曇野の代表的岩石をまとめたパネルや標本の展示)	○豊科南小学校 9/20から9/30まで展示 ○穂高北小学校 10/3から10/14まで展示 ○豊科東小学校 10/27から11/10まで予定 ○明北小学校 11/14から11/28まで予定 ○明科中学校 10/31から11/11まで予定
講座 1 講演 「戦争を直接体験された市民の方から話を聞く」	○開催要項 開催日:毎月第2水曜日 会場:豊科郷土博物館学習室 内容:聞き取り調査対象者を中心に、安曇野市内の戦争実態を体験をもとに話していただく。 講師:順次選定し依頼していく。	
2 講座 「縄文土器をつくろう」の野焼き	縄文土器作り 6月25日 野焼き 10月15日(土) 午前9時~午後5時 ○内容 ・6月に作った縄文土器を参加者とともに野焼きする。	
3 講座 「昔の暮らしを体験しよう」	○開催要項 開催日:10月29日(土) 会場:曾根原家住宅 内容:囲炉裏を中心とした昔の家の生活を実際に体験する。ぬかくどご飯、大麦の虫かごを作るなどする。	

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み備考
穂高鐘の鳴る丘集会所の施設使用	○内容 ・郷土の歴史や文化に係る学習や青少年の健全育成に関する事業を行う市民等の利用に供する。	

ワークショップ 民具を知る・民具で学ぶ ～博物館で活動しよう ～ (企画は博物館と共に 催・会場は基本的に鐘の 鳴る丘集会所及び穂高 郷土資料館)	○内容 ・郷土博物館・資料館で行っている民具資料を活用し、安曇野の昔の暮らしを伝承する人材を育成するための講座 第4～5回 10月以降 第4回 布ぞうりをつくろう（11月予定） 第5回 俵をつくる（12月予定）	講座参加者のうち、興味のある参加者には、今年度の「昔の暮らし体験教室」などの博物館活動に参加してもらい、教育普及活動のための人材を育成していく。
--	---	--

貞享義民記念館

事業（懸案事項）	現況	今後の取組方 偏参考
企画展示 1 高山和夫写真展～ 美の探求～ 2 第2回山頭火外伝展 3 第6回フォトサロンなかがや写真展	○開催概要 ・開催期間：9月27日（火）～10月16日（日） 誰にでもわかりやすい美しさを求めて撮影した写真20点を展示 ・入館者数：152人（10月6日現在） ・開催期間：10月18日（火）～10月30日（日） 小説「山頭火外伝」（安曇野文芸第34号に掲載）に合わせた絵画写真（デジタルアート）約20点を展示。 ・開催期間：11月3日（木）～11月27日（日） サロンの会員9人がなにげない風景と鼻をとった約70点の写真を展示	・開催中 ・広報236号に掲載 ・展示作業：10月18日 ・広報237号に掲載
講座 1 古文書講座「古文 書、はじめての挑 戦—その時何が 起こったか!？」	○開催概要 ・内容：古文書読解の基礎を学びながら、「信府統記」から貞享騒動の条文だけではわからない事情や騒動の過程をさぐる。 日程：平成28年10月15日、29日いずれも（土） 時間：午後1時30分～3時30分 講師：青木 教司さん（元松本城管理事務所研究専門員）定員：30人	・テキスト作成
朗読会 1 おしうん2016	○開催概要 ・内容：大坪かず子作『おしうん』の朗読会 日程：平成28年11月23日（水）午前11時～、午後2時～ 場所：シアター「夢道場」 出演：森のおうちお話の会 定員：各回50人（先着）	・出演依頼 ・10月末より練習 ・広報236号に掲載 ・10月12日より申込受付

平成 28 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈図書館交流課〉

図書館交流担当

交流学習センター(施設)事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
穂高交流学習センター・豊科交流学習センター・明科子どもと大人の交流学習施設事業	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設予約システムによるサービスの開始 <ul style="list-style-type: none"> ・期日:10月1日～ ○安曇野スタイル2,016 アート・自然・暮らしにふれる秋の安曇野ゆったり散策展 <ul style="list-style-type: none"> ・会期:10月13日(木)～11月6日(日) ・場所:穂高交流学習センター展示ギャラリー ・観覧無料 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民マイコレクション展Part.3 <ul style="list-style-type: none"> ・会期:11月8日(火)～2月初旬 ・場所:穂高交流学習センター展示ギャラリー ・観覧無料 ○優秀映画鑑賞推進事業(4作品)及び上映映画解説 <ul style="list-style-type: none"> ・期日:11月12日(土)、13日(日) ・場所:豊科交流学習センター多目的交流ホール ・入場料:1作品につき500円
交流学習センター運営委員会		<ul style="list-style-type: none"> ○交流学習センター運営委員会(第4回) <ul style="list-style-type: none"> ・期日:11月初旬 ・場所:未定 ・内容:「図書館及び交流学習センターの管理運営の方向性について」「その他」 <p>※図書館協議会との合同開催</p>

図書館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
図書館事業	<ul style="list-style-type: none"> ○図書館職員研修会(後期) <ul style="list-style-type: none"> ・期日:10月28日(金) ・場所:穂高交流学習センター多目的ホール ・対象:図書館5館全職員 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第66回長野県図書館大会 <ul style="list-style-type: none"> ・期日:11月12日(土) ・開催地:塩尻市 ○ 図書館協議会(第4回) <ul style="list-style-type: none"> ・期日:11月上旬 ・場所:未定 ・内容:「図書館及び交流学習センターの管理運営の方向性について」、「その他」 <p>※ 交流学習センター運営委員会との合同開催</p>